

熊本市・富合町合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・富合町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、熊本市・富合町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、熊本市・富合町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項
- (2) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、幹事の互選により定めるものとし、副幹事長は、幹事長が選任するものとする。

(幹事長等の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて開催する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係がある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議等の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行なわれる幹事会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

熊本市・富合町合併協議会幹事会名簿

自治体名	役職名
熊本市	市長
	副市長
	総務局長
	企画財政局長
富合町	町長
	副町長
	総務課長
	企画課長